

京都市上下水道局告示第33号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年3月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 株式会社セントラル工業

(1) 京都市伏見区深草飯食町840番地

株式会社セントラル工業

代表取締役 松田康志

(2) 変更事項（代表者の変更）

松田圭市から松田康志に変更

2 イワモトエンジニアリング株式会社

(1) 京都市北区小山西元町47番地2

イワモトエンジニアリング株式会社

代表取締役 藤原和正

(2) 変更事項（代表者の変更）

藤原敏治から藤原和正に変更

（上下水道局下水道部管理課）